

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月12日

(あて先) 岐阜市長



提出者

住 所 岐阜市長良福光147番地3

氏 名 株式会社 松波テクノ

代表取締役 澤田 栄造

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (058) 232-3171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 松波テクノ
事業場の所在地	岐阜市長良福光147番地3
計画期間	令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日

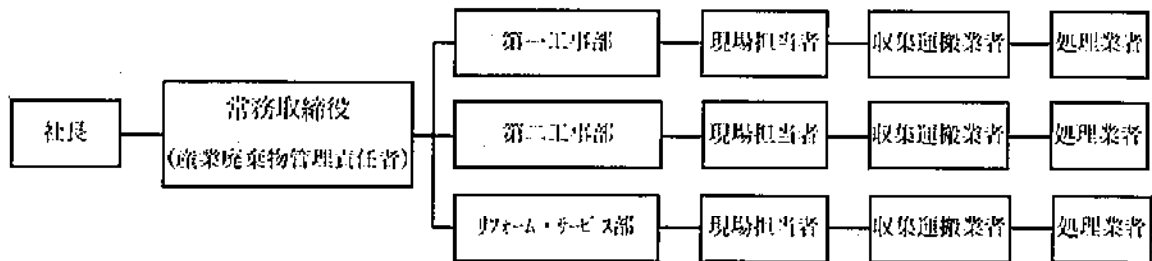
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	設備工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 539,985千円
③ 従業員数	52名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・コンクリートがら、アスコンがら→収集運搬業者→中間処理業者→再資源化 (再生路盤材, 再生アスコン) ・がれき類→収集運搬業者→中間処理業者→再資源化 (再生路盤材) ・廃プラスチック類→収集運搬業者→中間処理業者→最終処分 ・混合→収集運搬業者→中間処理業者→再資源化 →最終処分 ・木くず→収集運搬業者→中間処理業者→再資源化 (燃料チップ)

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	混 合	その他 がれき類	木くず	廃プラスチック類	その他
	排 出 量	75.188t	516.56t	22.78t	11.6t	6.59t	4.385 t	3.114 t
	(これまでに実施した取組) - 梱包材の簡易化を資材メーカーに要請する。 ○A化により用紙の削減を図る。 - 発生したものは、再利用し又、再資源化施設に搬入する。 - 現場内で分別する廃棄物の種類、分別方法、容器等について検討する。							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	混 合	その他 がれき類	木くず	廃プラスチック類	その他
	排 出 量	70t	500t	20t	10t	6t	4t	3t
	(今後実施する予定の取組) - コンクリート塊、アスファルト塊の再資源化率を100%とする。 - 紙類、ダンボール等の再資源化率を100%とする。							

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートがら、アスコンがら、その他のがれき類、ガラス・陶磁器くず、 廃プラスチック類、金属くず、木くず
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状のとおり。

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	—
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・実施する予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	コンクリート	アスコン	混 合	その他 がれき類	木くず	廃プラスチック類	その他
	全 処 理 委 託 量	75.188 t	516.56 t	22.78 t	11.6 t	6.59 t	4.385 t	3.114 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量							
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	75.188 t	516.56 t	22.78 t	11.6 t	6.59 t	4.385 t	3.114 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量							
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量							
（これまでに実施した取組）								
・ マニフェストにより、適正処理を確認するとともに、処理施設の状況を実地に調査し、記録保管する。								

②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	コンクリート	アスコン	混 合	その他 がれき類	木くず	廃プラスチック類	その他
	全 処 理 委 託 量							
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量							
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	70t	500t	20t	10t	6t	4t	3t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量							
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量							
(今後実施する予定の取組) ・委託先処理業者の処理施設の状況を実地に確認する。 ・優良認定処理業者の選定を検討する。								
※事務処理欄								

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。